

こんなときには 届け出が必要です

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。届け出を忘れると、将来受け取る**老齢基礎年金**の年金額が少なくなったり、受けられない場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残った時の**障害基礎年金**や、万一亡くなられたときの**遺族基礎年金**が支給されなくなる恐れがあります。

次のようなときには、届け出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
退職したとき（厚生年金や共済年金加入者の場合）	第2号被保険者から第1号被保険者になります。（第3号被保険者に該当する場合を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 年金手帳 ・ 雇用保険被保険者離職票など
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	
収入増加などにより配偶者（厚生年金や共済年金加入者の場合）の扶養が外れたとき		

【被保険者種別】 ・ 第1号被保険者 自営業・学生・無職など
 ・ 第2号被保険者 会社員・公務員など
 ・ 第3号被保険者 会社員・公務員などの被扶養配偶者

【届出先】 保険医療課



消防署 火の用心

羽鳥郡広域連合 ☎388-1198

9月9日は救急の日

9月9日は救急の日です。

この日は、9（きゅう）9（きゅう）の語呂合わせから、救急業務や救急医療の理解と認識を国民の皆さんに深めていただくために、厚生労働省によって定められています。

羽鳥郡広域連合消防本部では、地域の方にさらなる救急の知識、心肺蘇生法などの技術の向上を目的とし、羽鳥郡に在住・在勤・在学の方を対象に、毎月第2日曜日の午前中（3時間の講習）、「日曜普通救命講習」を行っています。

また、時間がとれないという方には、今年4月



から「e-ラーニング」をはじめています。「e-ラーニング」とは、インターネットに接続されたパソコンやタブレットパソコン、スマートフォンを使用して、好きな時間・場所で応急手当（学科）のWEB講習を受けた後、消防署で2時間の実技講習を受けるというシステムです。本来、学科1時間と実技2時間の合計3時間を消防署で受講しますが、そのうちの学科1時間分を自宅などで受講していただくと、消防署での講習は実技の2時間のみで修了となります。ぜひ、ご利用ください。

実際に救命講習を受講された方が、心肺停止患者のいる現場に偶然居合わせ、的確な処置で命が救われた事例もあります。ぜひ、一人でも多くの方に救命の知識と技術を習得していただくようお願いします。

そして、あなたの大切な家族や友人に、もしものことがあった時、適切な処置ができるように「救急の日」を機会に「日曜普通救命講習」の受講をお願いします。